

青森県多文化共生推進プラン

令和6年3月

青 森 県

目 次

第1章 プランの趣旨等

1	プランの趣旨	4
2	プランの位置付け	4
3	プランの期間	4
4	プラン推進の視点	4
	(1) 外国人住民の受入主体としての地域環境の整備	4
	(2) 外国人住民の人権保障	4
	(3) 住民の異文化理解力の向上	5
	(4) 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築	5
	(5) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献	5
	(6) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保	5
	(7) 受入環境の整備による外国人材受入れの実現	5

第2章 現状・課題

1	県の人口	6
2	在留外国人数	7
	(1) 国籍・地域別	8
	(2) 在留資格別	9
	(3) 市町村別	10
3	プラン策定に向けた実態調査	11
	(1) 日本人住民向け調査	12
	(2) 外国人住民向け調査	14
	(3) 事業者向け調査	17
4	本県における課題	19
	(1) コミュニケーションに関する課題	19
	(2) 生活に関する課題	19
	(3) 地域社会に関する課題	19
	(4) 地域活性化・グローバル化に関する課題	19

第3章 基本方針

1	コミュニケーション支援	20
2	生活支援	20
3	意識啓発と社会参画支援	20
4	地域活性化の推進やグローバル対応	20

第4章 必要とされる施策

1	コミュニケーション支援	21
	(1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備	21
	(2) 日本語教育の推進	22
	(3) 生活オリエンテーションの実施	22
2	生活支援	22
	(1) 教育機会の確保	22
	(2) 教育の充実	23
	(3) 就業・創業・起業支援	24
	(4) 災害時の支援体制の整備	24
	(5) 医療・保健サービスの提供	25
	(6) こども・子育て福祉サービスの提供	25
	(7) 住宅確保のための支援・居住環境の整備	25
	(8) 感染症流行時における対応	26
3	意識啓発と社会参画支援	26
	(1) 多文化共生の意識啓発・醸成	26
	(2) 外国人住民の社会参画支援	27
4	地域活性化の推進やグローバル化への対応	28
	(1) 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応	28
	(2) 留学生の地域における就職促進	28

第5章 推進体制

1	各主体の役割	29
	(1) 県の役割	29
	(2) 市町村の役割	29
	(3) 国際交流協会の役割	29
	(4) NPO等外国人支援団体の役割	29
	(5) 県民の役割	30
	(6) 企業の役割	30
	(7) 教育機関の役割	30
2	進捗管理の確認等	30

第1章 プランの趣旨等

1 プランの趣旨

近年、本県においては、人口減少及び少子高齢化が進む中、技能実習生をはじめとする様々な在留資格を有する外国人住民が増加しており、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりの必要性がますます増えています。

また、外国人住民は、多様な価値観を持つグローバル人材として、地域活性化への貢献などが期待されており、私たちの重要なパートナーとして積極的に包摂していく姿勢が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、県では、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に向けて、行政、地域の国際交流協会及び外国人支援団体等が連携しながら青森県多文化共生推進プラン（以下「プラン」とします。）を策定し、多文化共生に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

2 プランの位置付け

「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」（2024年度～2028年度）に掲げる「多文化共生社会の実現」に向けて、多文化共生の推進に係る総合的な目標や施策の方向を定めるものです。

3 プランの期間

プランの期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とし、多文化共生に係る社会情勢の変化などを踏まえ、適時、必要に応じて内容の見直しを行っていきます。

4 プラン推進の視点

（1）外国人住民の受入主体としての地域環境の整備

入国した外国人の地域社会への受入れや行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体であり、県及び市町村は、外国人住民の受入主体として地域環境を整備していくことが必要です。

（2）外国人住民の人権保障

多文化共生施策の推進は、「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致するものであり、外国人住民の人権保障を図ることが必要です。

(3) 住民の異文化理解力の向上

多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となります。

(4) 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

全ての外国人住民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、日本人と同様に行政サービスを享受し安心して生活することができる環境を整備していくことが必要です。

外国人住民も含めて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを促す環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することで、ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」の構築につながることも期待されます。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めた「持続可能な開発目標」(SDGs)においても、包摂性を示す「誰ひとり取り残さない」とのキーワードは、分野を問わず求められる基本的理念とされています。

(5) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

外国人住民が主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を生かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例や人材が現れつつあり、こうした外国人住民との連携・協働を図ることで、地域の活性化やグローバル化に貢献することが期待されます。

(6) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

外国人住民が、外国人コミュニティや人口減少・少子高齢化が進む地域を支えて、今後の地域社会を支える担い手となることが期待されます。

また、外国人住民が多文化共生施策の推進に関与することにより、外国人住民のニーズを的確に捉えて、多文化共生施策の質の向上を図ることも期待されます。

(7) 受入環境の整備による外国人材受入れの実現

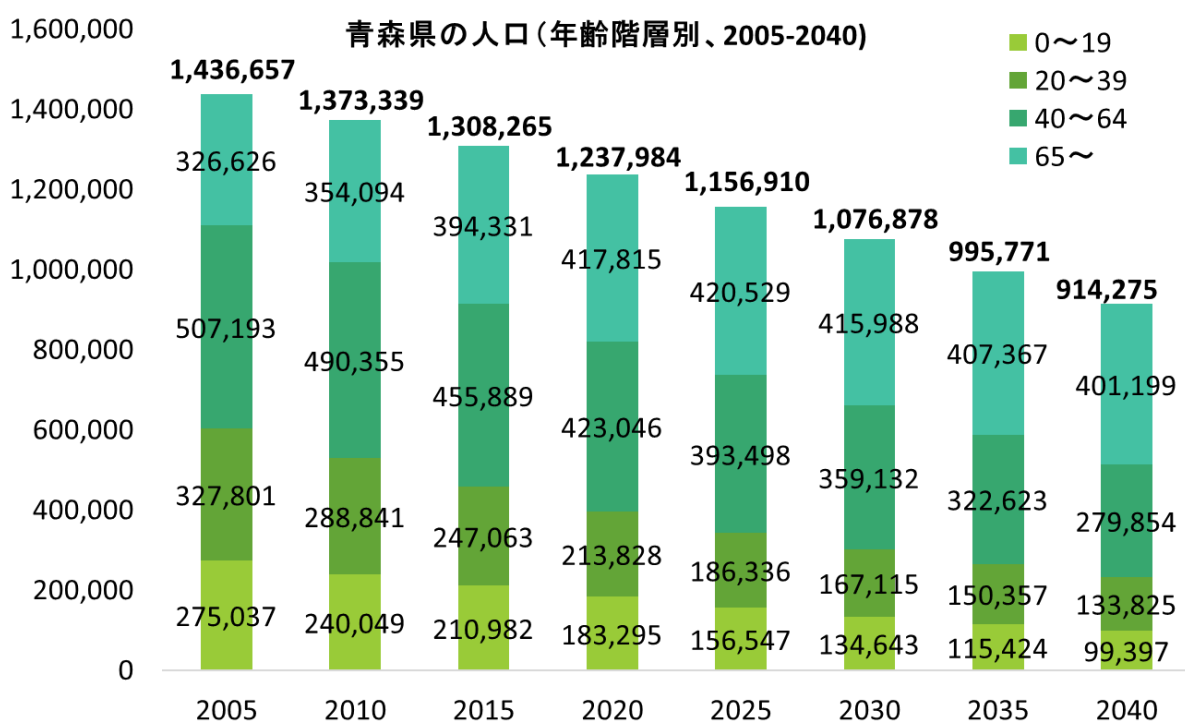
外国人労働者の増加が進む中、外国人住民が地域においても十分な行政サービスを受けられる体制を整備するとともに、国や企業をはじめとする関係機関と連携して就業支援や就業環境そして生活環境の整備を行うなど、地域における多文化共生施策を推進することにより、外国人材の受入環境を整備することが必要です。

第2章 現状・課題

1 県の人口

本県の人口は1983（昭和58）年をピークに減少を続け、2023（令和5）年2月、1947（昭和22）年以来76年ぶりに120万人を下回りました。

この減少傾向は今後も長期的に継続すると見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所では、2040年までに本県の人口が100万人を下回り、約90万人まで減少すると推計しています。



総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023）年推計）」より作成。

2 在留外国人数

日本国内全体の在留外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少しましたが、その後、渡航制限の緩和等によって増加に転じ、令和5（2023）年6月末現在で約322万人となっています。

県内の在留外国人数においても同様の傾向となっており、令和5（2023）年6月現在で7,164人と過去最高を更新する人数となっています。

<全国及び青森県の在留外国人数> (人)

年別	全国	青森県
令和元年	2,933,137	6,386
令和2年	2,887,116	6,165
令和3年	2,760,635	5,693
令和4年	3,075,213	6,702
令和5年 (6月末現在)	3,223,858	7,164

統計：出入国在留管理庁

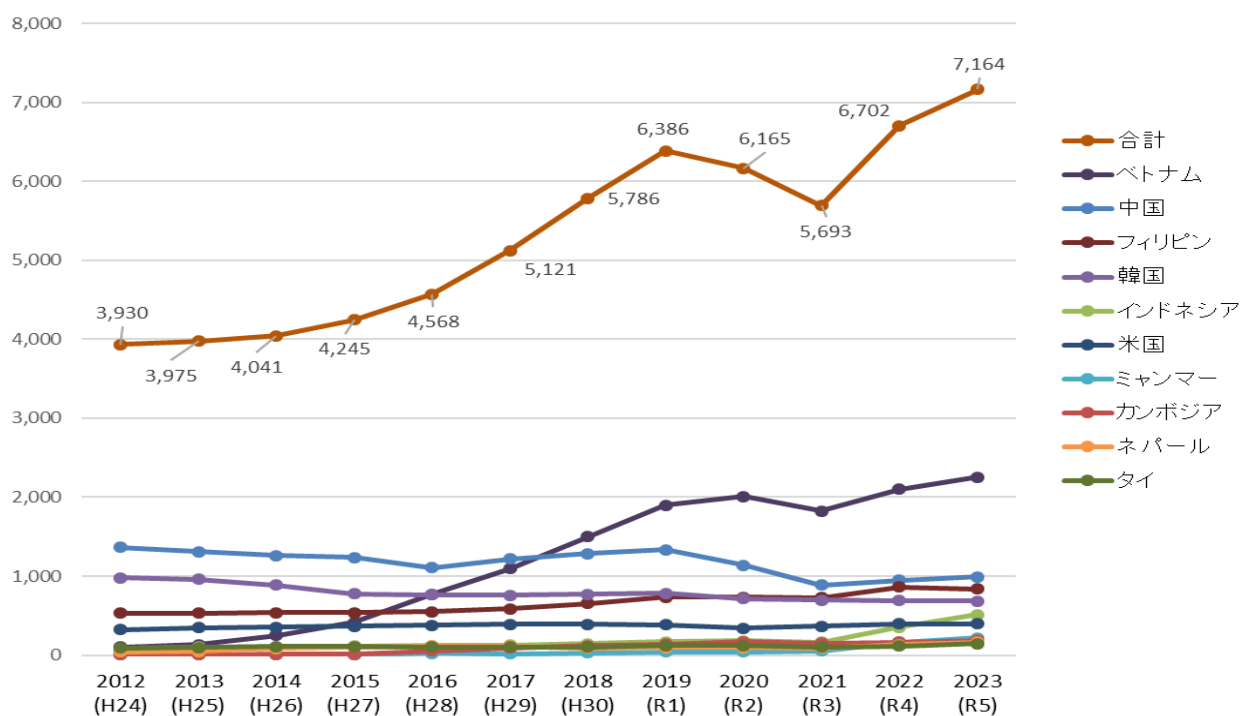
(1) 国籍・地域別

県内の国籍・地域別の在留外国人数は、令和5（2023）年6月末現在でベトナムが2,253人（31.4%）と最も多く、次いで中国が988人（13.8%）、フィリピンが839人（11.7%）、韓国が685人（9.6%）と続いており、近年では、特にベトナム、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、ネパールが大きく増加しています。

国籍・地域別 県内在留外国人数

	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
ベトナム	99	133	247	414	771	1,093	1,502	1,896	2,007	1,827	2,102	2,253
中国	1,363	1,310	1,259	1,236	1,106	1,217	1,285	1,335	1,139	888	949	988
フィリピン	528	534	535	535	551	589	656	736	732	727	864	839
韓国	980	958	888	778	764	759	769	781	714	699	688	685
インドネシア	83	99	100	116	118	125	146	171	181	166	355	513
米国	321	347	353	364	375	390	390	384	343	367	399	396
ミャンマー	1	2	2	2	22	18	27	38	43	55	165	219
カンボジア	2	1	7	10	54	92	122	136	168	154	164	188
ネパール	39	45	85	105	113	112	90	98	94	91	131	165
タイ	89	93	110	110	101	105	101	121	122	104	112	143
その他	425	453	455	575	593	621	698	690	622	615	773	775
合計	3,930	3,975	4,041	4,245	4,568	5,121	5,786	6,386	6,165	5,693	6,702	7,164

※2023(R5)は6月末現在



(2) 在留資格別

県内の在留資格別の在留外国人数は、令和5（2023）年6月末現在で技能実習が2,630人（36.7%）と最も多く、直近のピーク時（令和元（2019）年）を超える人数となりました。

技能実習については、在留資格として創設された平成22（2010）年以降、年々増加しているほか、近年では、令和元（2019）年に創設された特定技能が大きく増加しています。

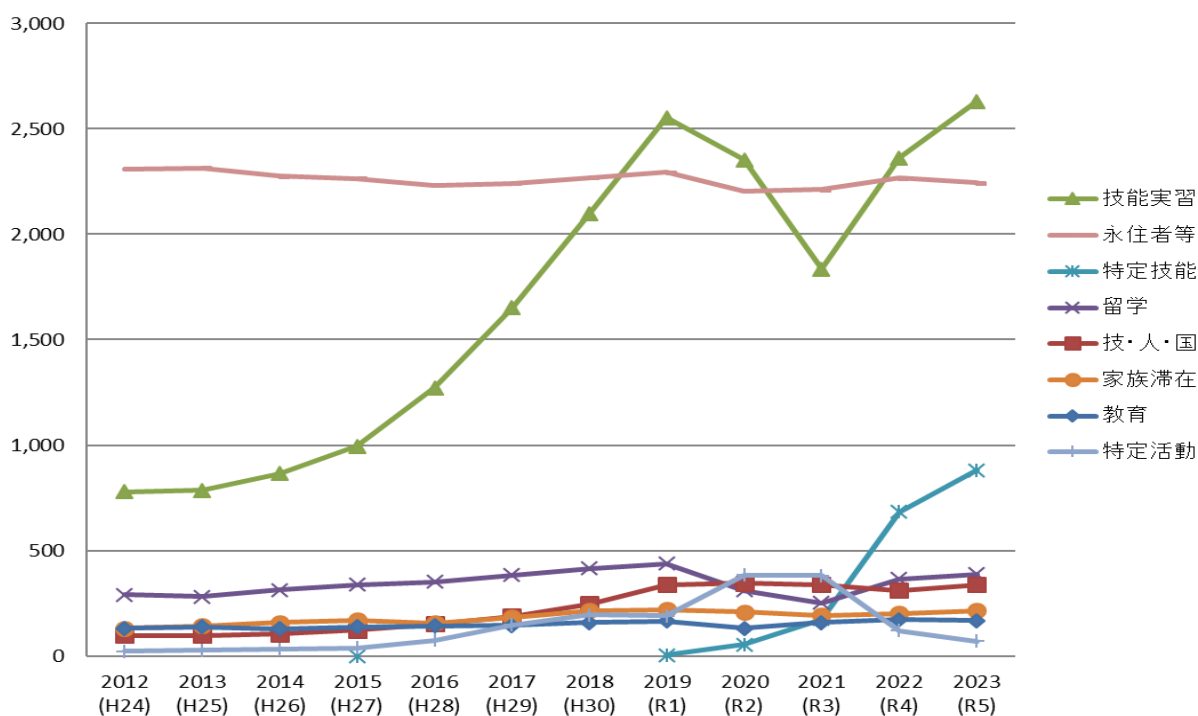
資格別 県内在留外国人数

	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
技能実習	779	786	864	995	1,271	1,650	2,099	2,552	2,354	1,835	2,363	2,630
永住者等	2,310	2,315	2,276	2,265	2,232	2,242	2,268	2,295	2,206	2,212	2,266	2,245
特定技能								4	54	174	684	880
留学	291	280	313	338	352	384	414	438	311	251	364	388
技・人・国	98	96	104	121	151	188	247	337	344	337	310	338
家族滞在	130	143	159	170	156	184	214	219	209	193	201	215
教育	130	137	129	138	143	144	159	164	130	158	171	168
特定活動	21	26	30	37	74	147	195	189	384	382	119	69
その他	171	192	166	181	189	182	190	188	173	151	224	231
合計	3,930	3,975	4,041	4,245	4,568	5,121	5,786	6,386	6,165	5,693	6,702	7,164

永住者等 = 永住者、日本人・永住者の配偶者等、定住者

※2023（R5）は6月末現在

技・人・国 = 技術・人文知識・国際業務



(3) 市町村別

県内の市町村別の在留外国人数は、令和5（2023）年6月末現在で八戸市が1,539人（21.5%）と最も多く、次いで青森市が1,176人（16.4%）、弘前市が838人（11.7%）、三沢市が656人（9.2%）、十和田市が386人（5.4%）と続いており、県内の殆どの市町村に外国人住民が暮らしています。

青森県の在留外国人数(市町村別、国籍・地域別)

	総数	ベトナム	中国	フィリピン	韓国	インドネシア	米国	ミャンマー	ネパール	台湾	ブラジル	その他	
青森県	7,164	2,253	988	839	685	513	396	219	165	73	33	1,000	
東青	青森市	1,176	353	135	54	213	30	61	27	43	13	6	241
	平内町	52	31	6	5	6		4					
	今別町	3				2		1					
	蓬田村	2						2					
	外ヶ浜町	56	26		2		4	1	19	3		1	
中南	弘前市	838	178	224	65	108	21	47	31	14	23	5	122
	黒石市	192	101	34	14	7	8	6		7			15
	平川市	84	49	8	3	3	1	6		1	1		12
	西目屋村												
	藤崎町	24		2	9	2	2	3	1		1		4
	大鱈町	4		1		2							1
田舎館村	16	11	3									2	
三八	八戸市	1,539	421	141	321	149	176	36	41	54	11	11	178
	三戸町	59	13	10	19		8	2				1	6
	五戸町	76	25	21	10	4	2	5	4		1		4
	田子町	15		3	8		2	2					
	南部町	67	11	14	12		9	4	4	2	1		10
	階上町	78	31	10	15	3	6	8					5
	新郷村	7	1	3	2			1					
西北	五所川原市	144	25	20	18	21	14	12	7	4	3		20
	つがる市	106	26	8	6	5	7	6	5				43
	鱒ヶ沢町	36	9		2	3	6	3	2		1		10
	深浦町	26	8	6			6	2			2		2
	板柳町	35	8	2	4	7	4		2		1		7
	鶴田町	21		8	2			3					8
	中泊町	61	11	9	1	6	17	2	6				9
上北	十和田市	386	85	58	39	58	42	18	17	23	10	2	34
	三沢市	656	299	64	92	35	13	79		5	1		68
	野辺地町	189	135	20	3	5	14	4	2				6
	七戸町	124	46	4	10	4	18	4	30	2			6
	六戸町	161	40	38	10	1	9	11					52
	横浜町	116	88		11		10	2				1	4
	東北町	200	74	56	17		19	2	10			1	21
	六ヶ所村	138	42	8	6	8	20	5	2		2	2	43
	おいらせ町	294	66	49	51	10	18	35	8			2	55
下北	むつ市	141	35	20	21	18	15	13	1	7	1	1	9
	大間町	17	2		4	3	4	3			1		
	東通村	20	3	3	2	2	7						3
	風間浦村	3					1	2					
佐井村	2			1			1						

統計：出入国在留管理庁(2023年6月末現在)

3 プラン策定に向けた実態調査

県では、本プランを策定するに当たり、県内在住の日本人及び外国人の多文化共生に係る現状や課題等を把握し、プランの策定に向けた検討材料とするため、実態調査を実施しました。

調査期間	令和5年9月～令和6年1月
調査地域	青森県全域
調査概要	<p>■日本人住民向け調査</p> <p>対象：県内の自治会・町内会の代表（町内会長等）、大学生ほか 方法：アンケート方式（アンケート用紙、Google Form） 言語：日本語 回答件数：706件（1,000件）</p> <p>■外国人住民向け調査</p> <p>対象：①技能実習生（600件） ②留学生、日本語学校・日本語教室の生徒（200件） ③外国籍児童・生徒の保護者（200件） ④JETプログラム参加者（CIR、ALT）（170件） ⑤国際交流ラウンジ来訪者等（30件）</p> <p>方法：アンケート方式（アンケート用紙、Google Form） 言語：やさしい日本語、ベトナム語、中国語（簡体字・繁体字）、 タガログ語、韓国語、英語、インドネシア語 回答件数：511件（1,200件）</p> <p>■事業者向け調査</p> <p>対象：外国人労働者を10人以上雇用する県内事業所 方法：戸別訪問によるヒアリング方式（一部メール回答） 言語：日本語 回答件数：20件（戸別訪問19件、メール回答1件）（20件）</p> <p>※括弧内の件数は想定した調査件数</p>

(1) 日本人住民向け調査

①「多文化共生」の認知度

「多文化共生」という言葉の認知度については、「言葉の意味も含めて知っている」が 38.0%であったのに対して、「言葉の意味は知らないが、聞いたことはある」が 29.3%、「知らない」が 32.7%となっており、62.0%が「多文化共生」のことをよく知らないとの回答でした。

【必要とする主な取組】

- 多文化共生の意識啓発・醸成

②外国人住民の増加に向けた県の取組

青森県で生活する外国人を増やすための取組を県が積極的に行ったほうがよいかについては、「積極的に行ったほうがよいと思う」が 36.4%であったのに対して、「積極的に行ったほうがよいと思わない」が 10.2%であり、「どちらとも言えない・分からない」が 53.4%と多くの回答がありました。

県が積極的に行ったほうがよいと思う取組については、「外国人に向けた日本や地域固有の文化・伝統に触れる機会の創出」(48.7%)、「日本人が外国人の言葉や文化などに触れる機会の創出」(47.1%)、「外国人労働者の受入促進」(44.7%)との回答が多く見られました。(複数回答)

県が積極的に行わなくてもよいと思う理由については、「なぜ外国人を増やさなければならないのか、理由や課題が分からないから」との回答が 53.2%と半数以上あり、「現状の取組で十分だから」との回答は 13.4%ありました。

【必要とする主な取組】

- 多文化共生の意識啓発・醸成
- 就業・創業・起業支援

③青森県に暮らす外国人住民に対する印象

青森県に暮らす外国人住民に対してどのような印象を持っているかについては、「親しみを感じる」(11.0%)、「どちらかと言えば親しみを感じる」(26.1%)と 37.1%が親しみを感じているとの回答であったのに対して、「どちらかと言えば親しみを感じない」(6.9%)、「親しみを感じない」(3.5%)と 10.4%が親しみを感じていないとの回答でした。また、「どちらとも言えない・分からない」(52.4%)との回答も多く見られました。

【必要とする主な取組】

- 多文化共生の意識啓発・醸成

④外国人住民との付き合い

今後、身近な外国人とどのような付き合いをしていきたいかについては、「挨拶をしたい」(41.2%)、「地域の行事や祭りなどを一緒に取り組みたい」(41.2%)、「日常会話や情報交換、意見交換などをしたい」(33.9%)との回答が多く見られました。(複数回答)

【必要とする主な取組】

- 多文化共生の意識啓発・醸成
- 外国人住民の社会参画支援

⑤文化の違いなどに起因するトラブル

文化の違いなどに起因するトラブルの経験については、「経験あり」と回答したのは5.8%であり、具体的な内容としては「ごみ捨てるルール」「文化・風習・宗教に関すること」「集合住宅等の共有スペースの使い方」「騒音・物音」などがありました。

【必要とする主な取組】

- 生活オリエンテーションの実施
- 多文化共生の意識啓発・醸成

⑥日本人住民に求められる行動、外国人住民に望む行動

日本人住民と外国人住民が互いに理解して生活するため、青森県に暮らす日本人がどのように行動するべきかについては、「日頃から挨拶したり、声をかけるなどお互いに顔が見える関係をつくる」(57.4%)、「地域のルールなどを外国人にわかりやすく情報提供する」(47.7%)、「外国人に対する先入観や固定観念にとらわれないようにする」(46.7%)、「地域の行事や祭りなどに外国人が参加しやすい環境をつくる」(45.9%)、「外国人の生活習慣や文化などについて理解を深める」(37.1%)との回答が多く見られました。(複数回答)

また、日本人住民と外国人住民が互いに理解して生活するため、青森県に暮らす外国人にどのような行動を望むかについては、「日本人の生活習慣や文化などについて理解を深める」(69.7%)、「地域の行事や祭りなどに積極的に参加する」(44.2%)、「近所の人と顔見知りになる」(41.4%)、「日本語の習得に興味を持つ」(34.7%)との回答が多く見られました。(複数回答)

【必要とする主な取組】

- 生活オリエンテーションの実施
- 多文化共生の意識啓発・醸成
- 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

(2) 外国人住民向け調査

①青森県の暮らしやすい点、暮らしにくい点

外国人にとって青森県は暮らしやすいと感じる点については、「県民が親切である」(49.1%)、「物価が安い」(37.8%)との回答が多く見られました。

一方で、青森県は暮らしにくいと感じる点については、「特にない・分からない」(44.8%)との回答が多かったものの、「公共の施設・サービス等の多言語化が進んでいない」(24.9%)、「物価が高い」(17.6%)、「生活などで困った時の相談窓口が整備されていない」(11.4%)といった回答が見られました。(複数回答)

【必要とする主な取組】

- 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- 日本語教育の推進

②青森県に暮らす日本人住民に対する印象

青森県に暮らす日本人に対してどのような印象を持っているかについては、「親しみを感じる」(48.9%)、「どちらかと言えば親しみを感じる」(29.9%)と78.8%が親しみを感じているとの回答であったのに対して、「どちらかと言えば親しみを感じない」(4.9%)、「親しみを感じない」(2.0%)と6.9%が親しみを感じないとの回答でした。

【必要とする主な取組】

- 多文化共生の意識啓発・醸成

③日本人住民との付き合い

今後、身近な日本人とどのような付き合いをしていきたいかについては、「日常会話や情報交換、意見交換などをしたい」(60.3%)、「語学を教えたい、または教えて欲しい」(43.2%)、「挨拶をしたい」(41.1%)、「文化やスポーツなどの交流をしたい」(38.7%)、「地域の行事や祭りなどを一緒に取り組みたい」(38.7%)との回答が多く見られました。(複数回答)

【必要とする主な取組】

- 多文化共生の意識啓発・醸成
- 外国人住民の地域社会への参画促進支援

④文化の違いなどに起因するトラブル

文化の違いなどに起因するトラブルの経験については、「経験あり」と回答したのは10.6%であり、具体的な内容としては「問題の解決方法」「侮辱・差別」「交通マナー」「病院でのトラブル」「騒音問題」「雪の捨て方」などがありました。

【必要とする主な取組】

- 生活オリエンテーションの実施
- 多文化共生の意識啓発・醸成

⑤日本人住民に望む行動、外国人住民に求められる行動

日本人住民と外国人住民が互いに理解して生活するため、青森県に暮らす日本人にどのような行動を望むかについては、「日頃から挨拶したり、声をかけるなどお互いに顔が見える関係をつくって欲しい」(51.1%)、「言葉の壁を取り払う努力をして欲しい」(45.0%)、「地域の行事や祭りなどに外国人が参加しやすい環境をつくって欲しい」(40.3%)、「外国人に対する先入観や固定観念にとらわれないで欲しい」(38.6%)との回答が多く見られました。(複数回答)

また、日本人住民と外国人住民が互いに理解して生活するため、青森県に暮らす外国人がどのように行動するべきかについては、「日本語の習得に興味を持つ」(61.4%)、「日本人の生活習慣や文化などについて理解を深める」(57.1%)、「地域の行事や祭りなどに積極的に参加する」(45.8%)、「近所の人と顔見知りになる」(41.7%)、「外国の言葉や文化を日本人に教える」(31.1%)との回答が多く見られました。(複数回答)

【必要とする主な取組】

- 生活オリエンテーションの実施
- 多文化共生の意識啓発・醸成
- 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

⑥青森県の生活に必要な情報と入手方法

青森県の生活に必要な情報については、「日本語教育、日本語教室」(44.8%)、「労働、就職、アルバイト」(44.8%)、「緊急時対応(災害・事故・救急・事件など)」(41.3%)、「地域のお祭り・交流イベント」(39.5%)、「病院、薬局」(39.3%)、「観光・レジャー」(36.6%)、「公共交通機関」(36.2%)、「母国語で相談できる相談窓口」(35.8%)などの回答が多く見られました。(複数回答)

また、必要な情報をどうやって入手しているかについては、「友人・知人(日本人)からの口コミ」(50.3%)、「インターネット」(51.1%)、「SNS」(45.0%)など回答が多く見られました。(複数回答)

【必要とする主な取組】

- 行政・生活情報の多言語化、相談窓口の整備
- 日本語教育の推進
- 外国人住民の社会参画支援

⑦青森県で暮らしていく中での不安や悩み

コミュニケーション・生活環境に関する不安や悩みについては、「日本語能力が不足しているため、生活に必要な情報の入手や相談ができない」(52.3%)、「買い物やレジャー施設が少ない」(30.7%)との回答が多くみられたほか、「特に不安や悩みはない」(21.7%)との回答もありました。(複数回答)

子育て・教育については、「特に不安や悩みはない」(64.8%)との回答が多かった一方で、「卒業後の進学・就職が心配である」(9.4%)、「養育費・学費が高い」(8.6%)との回答がありました。(複数回答)

労働については、「給料が少ない」(44.3%)、「特に不安や悩みはない」(42.3%)、「募集や採用が少ない」(16.4%)との回答が見られました。(複数回答)

医療・保健については、「特に不安や悩みはない」(44.8%)との回答が多かった一方で、「病院や薬局に行った時、症状を上手く伝えられない」(28.2%)、「病気になった時、どこの病院に行ったらいいかわからない」(27.8%)、「案内板・書類・薬が日本語でわからない」(20.5%)との回答がありました。(複数回答)

【必要とする主な取組】

- 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- 日本語教育の推進
- 生活オリエンテーションの実施
- 教育機会の確保
- 教育の充実
- 就業・創業・起業支援
- 医療・保健サービスの提供
- こども・子育て福祉サービスの提供
- 感染症流行時における対応

⑧自然災害に対する準備・行動

自然災害に備えて普段から準備していることについては、「身元確認のための身分確認証を持ち歩いている」(58.7%)、「避難場所を確認している」(29.7%)、「非常食や水を蓄えている」(22.1%)との回答が多かった一方で、「特に何もしていない」(24.1%)との回答も見られました。(複数回答)

また、災害が発生した場合、どのように行動するかについては、「避難所に行く」(67.7%)、「インターネット、SNS等から情報収集する」(46.6%)、「地域の日本人に相談する」(38.0%)、との回答が多く見られました。(複数回答)

【必要とする主な取組】

- 災害時の支援体制の整備

(3) 事業者向け調査

①雇用状況

今回の調査対象とした事業者が雇用する外国人労働者を国籍・地域別に見てみると、ベトナム（63.4%）が最も多く、続いてインドネシア（15.2%）、中国（8.4%）となっており、職種については、食品製造加工（30.0%）、水産加工（25.0%）、農作業、野菜加工（20.0%）が多くを占めました。

在留資格については、全ての事業者が技能実習生を雇用しており、雇用期間は概ね「1～3年」であったほか、特定技能（65.0%）の外国人労働者も多く見られました。

②雇用効果、雇用予定

外国人労働者の雇用効果については、今回調査した事業所全てが「人手不足に効果があった」と回答したほか、「企業活性化」（70.0%）、「国際交流・国際貢献」（50.0%）、「専門知識・技能」（45.0%）など様々な面で効果がどの回答がありました。（複数回答）

また、今後の雇用予定については、半数以上が「増やす」（55.0%）との回答であり、増やす理由については、増やすと回答した全ての事業者が「人手が足りない」（100%）と回答したほか、「よく働いてくれる」（54.5%）と多くの回答がありました。（複数回答）

一方、増やさない理由については、「言葉の問題」（33.3%）、「研修・教育の負担」（22.2%）、「雇用を必要としていない」（22.2%）との回答がありました。（複数回答）

【必要とする主な取組】

- 日本語教育の推進
- 就業・創業・起業支援
- 留学生の地域における就職促進

③外国人労働者の日本語レベル

外国人労働者の日本語レベルについては、「業務に支障なし」（30.0%）との回答があった一方で、「業務に支障あり」（15.0%）、「支障がない者、支障がある者、両方いる」（50.0%）との回答がありました。

【必要とする主な取組】

- 日本語教育の推進

④事業者が抱えている課題

外国人労働者に関して事業者が抱えている課題については、「言葉の違いによるコミュニケーションが不足している」(55.0%)、「採用に係る負担が多い」(50.0%)、「文化・習慣の違いによる相互理解ができていない」(45.0%)、「住居等の受入環境の整備ができていない」(40.0%)、「中途退職・転職など労働力の流出」(40.0%)との回答が多く見られました。(複数回答)

また、個別回答として、「ごみ捨てや騒音等による地元住民からの苦情に会社が対応している」「住居を借上げする際、外国人というイメージだけで断られる」「費用を負担して雇用したのに中途退職・転職してしまう」といった声も多く聞かれました。

【必要とする主な取組】

- 日本語教育の推進
- 生活オリエンテーションの実施
- 就業・創業・起業支援
- 住宅確保のための支援・居住環境の整備
- 多文化共生の意識啓発・醸成
- 外国人住民の社会参画支援

⑤多文化共生の実現に向けて必要な取組

多文化共生の実現に向けて必要な取組については、「外国人住民に対して地域での生活上のルールや習慣等を周知する」(55.0%)、「外国人住民に対する日本語教育を充実する」(55.0%)、「日本人住民と外国人住民の交流の場をつくる」(55.0%)、「外国人に対して生活に必要な情報を提供する」(40.0%)、「日本人住民に対して異文化や意識啓発を促進する」(40.0%)との回答が多く見られました。(複数回答)

【必要とする主な取組】

- 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- 日本語教育の推進
- 生活オリエンテーションの実施
- 多文化共生の意識啓発・醸成
- 外国人住民の社会参画支援

4 本県における課題

(1) コミュニケーションに関する課題

- ・増加を続ける外国人住民が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、文化や習慣に対する相互理解の促進や、日本語教育を推進することが必要です。
- ・外国人住民の国籍が多様化する中、地域における外国人住民等の人数や国籍等の状況に応じて、希少言語や、やさしい日本語を含めて多言語対応が必要です。
- ・多言語翻訳技術の高度化と社会実装が進んでいる中、スマートフォンのアプリをはじめICTを積極的に活用し、多言語対応を図ることが必要です。

(2) 生活に関する課題

- ・外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加する中、外国人のこどもの就学促進や教育環境の整備が必要です。
- ・外国人労働者の県内定着に向けた労働環境を確保することが必要です。
- ・激甚化する気象災害をはじめとする災害、新型コロナウイルス感染症等に備えた外国人対応を進めることが必要です。
- ・外国人住民の増加に伴い、医療・保健サービス、こども・子育て及び福祉サービスについて、多言語対応を図ることが必要です。

(3) 地域社会に関する課題

- ・県民の多文化共生の認知度向上に向けた意識啓発・醸成の促進が必要です。
- ・ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」を見据えて、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することが必要です。
- ・外国人住民の年齢構成が若いこと等を踏まえ、地域社会において、外国人住民がその担い手となる取組を推進することが必要です。
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号)に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発等に努めることが必要です。

(4) 地域活性化・グローバル化に関する課題

- ・人口減少、少子高齢化が急速に進展する中、地域の活性化を通じて、持続可能な地域づくりを推進するため、外国人住民と連携・協働を図ることが必要です。
- ・急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらしため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図ることが必要です。

第3章 基本方針

1 コミュニケーション支援

外国人住民の人数や国籍等の状況に応じて、希少言語や、やさしい日本語を含めて多言語対応を推進します。

外国人住民が、日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、外国人住民を雇用する企業や外国人住民の支援を行っているNPO等と連携し、日本語教育を推進します。

2 生活支援

外国人住民が地域において生活する上で必要となる基本的な環境が十分に整っていないことが問題としてあげられるため、生活全般にわたっての支援策を行います。

3 意識啓発と社会参画支援

外国人住民が地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の社会参画を促進する地域づくりを行います。

4 地域活性化の推進やグローバル対応

外国人住民が持つ強みや外国人独自の視点を生かした地域活性化やグローバル化を図るため、外国人住民の人材発掘や留学生の県内就職等の取組を推進します。

第4章 必要とされる施策

1 コミュニケーション支援

(1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

①多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等について、多言語（やさしい日本語を含む。以下同じ。）での情報提供を行います。その際、地域の実情に応じて、対応する言語を検討します。

通訳の配置のほか、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用を検討し、必要な多言語対応の体制を整備します。なお、ICTを活用する際も、情報の受け手である外国人住民の理解を得て、円滑に意思疎通できるよう、十分配慮します。

多言語による情報の提供に関しては、行政の窓口に加えて、コミュニティ施設や日本語教室等、効果的な情報伝達ルートを確保することとし、SNSも積極的に活用します。

②外国人住民の生活相談のための窓口の設置

外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、「外国人受入環境整備交付金」（出入国在留管理庁）を活用した一元的相談窓口等、外国人住民の生活相談のための窓口や情報センターを設置します。

③NPO等との連携による多言語情報の提供

通訳を育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPO等や外国人の自助組織等と連携の上、多言語による情報提供を推進します。

④地域の外国人住民を相談員等とする取組

外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同じ文化的・社会的背景をもつ外国人住民が一番理解できる立場にあることを踏まえて、地域の外国人住民を相談員等とする取組を推進します。

(2) 日本語教育の推進

①日本語教育の推進

「青森県日本語教育の推進に関する基本方針」（令和5年3月）に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するものとし、外国人住民のニーズに対応した日本語学習環境の整備に努めます。

②日本語教育の推進に係る体制の整備

県内における日本語教育が適切に行われるよう、県、市町村、日本語教育を行う機関、外国人住民を雇用する事業主、外国人住民の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化や、その他必要な体制の整備に努めます。

(3) 生活オリエンテーションの実施

①生活オリエンテーションの実施

外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施するなど、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会の提供に努めます。その際、地域の自治会やNPO、企業、高等教育機関等との連携を図ることにも留意します。

②日本社会に関する情報の提供

生活オリエンテーションの実施後も、継続的に、外国人住民に日本社会に関する情報を提供します。

2 生活支援

(1) 教育機会の確保

①就学校・受入学年等の決定

外国人の居住地等の通学区域内における義務教育諸学校で十分な受入体制が整備されておらず、他に受入体制が整備されている義務教育諸学校がある場合には、就学校の変更に関する制度と必要な手続について説明し、保護者の申立てがあれば、地域の実情に応じて就学校の変更を認めるなど、柔軟な対応を検討します。

外国人のこどもの受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の不足等により、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと思われる場合には、一時的又は正式に日本語能力・学習状況等に応じた下学年への編入学を認めること等も検討します。

②不就学のこどもへの対応

学校に通っていない又は中途退学した不就学の外国人のこどもの実態を把握した上で、外国人のこどもが未来への希望を持ち、その能力を地域社会においても最大限発揮できるよう、教育環境の整備を行い、不就学のこどもに対する支援等の取組を促進します。その際、地域のNPO等との連携を図ることに留意します。

学習の機会を逸した外国人のこどもについては、本人や保護者が希望すれば、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるよう措置します。この際、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなどし、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努めます。

③地域ぐるみの取組の促進

親子間のコミュニケーションギャップ、保護者と学校とのコミュニケーションギャップ等の課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO等、国際交流協会、自治会、企業等も含めた地域ぐるみの取組を促進します。

④幼児教育制度の周知・多文化対応

保育所等とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人のこどもの幼児教育に取り組みます。

⑤学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れを検討します。また、地域の実情に応じて、夜間中学の設置を検討します。

(2) 教育の充実

①就学状況の把握

文部科学省「外国人の子どもの就学状況等調査」による状況の把握のほか、教育環境の整備と支援に向けた関係機関との情報共有に努めます。

②就学に関する多言語による情報提供・就学案内

多言語による県立高等学校入学者選抜に関する説明会の実施や相談窓口の開設を促進します。

③日本語の学習支援

NPO法人ひろだい多文化リソースルーム等と連携した外国人のこどもの日本語学習支援のほか、県内教員等を対象とした「日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会」の開催を促進します。

④進路指導・キャリア教育

県立学校における高等学校・大学等の進学や就職に向けた進路指導・キャリア教育を促進します。

⑤全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進

外国人児童生徒を受け入れていない学校も含めた多文化共生や異文化理解に基づく教育を推進します。

(3) 就業・創業・起業支援

①就業支援

外国人の就業について、ハローワーク等の関係機関と連携して、行政ニーズ等に応じ、就職支援を行うとともに、就業環境の整備促進を図ります。

②創業・起業支援

創業・起業意欲のある外国人住民が、地域経済の特徴や外国人の発想を生かした起業家として地域で活躍できるよう支援します。

(4) 災害時の支援体制の整備

①災害時の支援体制の整備

災害発生時に外国人被災者に対する多言語での支援を迅速に実施するために必要な体制の確保のため、地域国際化協会と地方公共団体との連携体制を整備するとともに、外国人住民の増加や国籍等の多様化、自然災害の多発・激甚化を踏まえて連携内容の再確認を行います。

また、「青森県災害対策本部運営マニュアル」に基づき、非常態勢時においては、避難所への通訳派遣の調整、海外からの視察対応（通訳の手配等）、外国人住民への情報提供及び在日大使館等との連絡調整を行います。

②地域における防災の取組への外国人住民の参画促進

外国人住民が参加しやすい防災訓練となるよう訓練内容の工夫や、行政と連携して外国人住民の自助・共助の担い手となる外国人防災リーダーの育成等により、地域における防災の取組への外国人住民の参加について、市町村に助言します。

（５）医療・保健サービスの提供

①医療機関における多言語対応

病院・薬局などの医療機関における通訳や文書のほか、相談・情報提供等について多言語化を促進するよう努めます。

②健康診断や健康相談における対応

外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、多言語対応を進めるよう努めます。

（６）こども・子育て福祉サービスの提供

①サービスの利用促進

外国人住民が、必要とするこども・子育てや福祉のサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手續について、多言語による情報提供を進めるよう努めます。

②サービス提供時の多言語による支援

地方公共団体の窓口やサービスを提供する現場等において、多言語対応を進めるよう努めます。

（７）住宅確保のための支援・居住環境の整備

①外国人住民に対する県営住宅等の提供

外国人住民について、地域の実情に応じて、可能な限り地域住民と同様の県営住宅等の入居申込資格を認めます。

また、必要に応じ、多言語による県営住宅等の入居者募集案内等の広報に努めます。

②外国人住民に対する居住支援の促進

日本の国籍を有しない者が、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）により「住宅確保要配慮者」の 1 つに掲げられていることから、居住支援協議会、居住支援法人及び不動産関係団体等と連携を図り、地域の実情やニーズに応じた居住支援を促進します。

③自治会・町内会等を中心とする取組の推進

平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、NPO 等、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を受け入れていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取ることができる仕組みづくりを推進するよう努めます。

④外国人住民のワンストップ生活相談対応

外国人住民への入居時の生活情報の提供や、臨時も含めたワンストップ相談窓口の開設等により、外国人住民の生活相談に対応します。

(8) 感染症流行時における対応

①感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応

新型コロナウイルス感染症等、感染症の感染拡大に備えるため、国内に在留する外国人に対して、感染症に関する多言語による情報提供や相談対応を行うよう努めます。

②感染症対策における外国人の人権への配慮

感染症流行時における取組の実施にあたっては、患者・感染者や対策に携わった者等、外国人の人権に配慮します。

3 意識啓発と社会参画支援

(1) 多文化共生の意識啓発・醸成

①地域住民等に対する多文化共生の意識啓発

地域住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NPO 等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行います。

②不当な差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号)に基づき、相談体制の整備、教育の充実及び啓発活動等に取り組むよう努めます。

③多文化共生の場づくり

地域において、学校、図書館、公民館等の施設も活用し、NPO等と連携しながら、外国人の人権尊重の啓発や地域に多く居住する外国人住民の言語を学ぶ機会を提供する等、地域住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進します。

④多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会を設けます。また、交流イベントと主体的に企画・実施する自治会やNPO等の取組を支援します。

(2) 外国人住民の社会参画支援

①キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織を支援します。

災害時の支援等、外国人住民が支援者となることにより、支援を受ける外国人住民に対して、よりきめ細かなサービスの提供が可能となることを踏まえて、担い手となる外国人住民の育成を図り、その協力を得ます。

②外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

必要に応じて、審議会や委員会等の会議への外国人住民の参加を求めるなど、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を反映させる機会を設けるよう努めます。

③外国人住民の地域社会への参画促進

地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備するとともに、外国人住民の地域社会(自治会、商店街、PTA等)への参画を促進します。その際、特に外国人である配偶者や子育て世帯等の地域社会とのつながりの形成に配慮します。

④地域社会に貢献する外国人住民の表彰

外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいることから、そのような活動を評価して表彰するとともに、県内に周知することにより、地域社会の理解や外国人住民の活躍を促進します。

4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

(1) 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

①優れた取組を行う事例や外国人住民の人材の発掘・情報収集

外国人住民が、自らの強みや外国人独自の視点を生かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例やスキル・ノウハウを有する外国人住民の人材について、発掘や情報収集に努めます。

②地域活性化の推進

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の維持・活性化に向けて外国人住民との連携・協働を推進します。

③グローバル化への対応

急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図ります。

(2) 留学生の地域における就職促進

①留学生の地域における就職促進

留学生は、高度な専門性や日本語能力を身に付け、日本社会を深く理解する貴重な人材であることを踏まえ、教育機関や企業等と連携した就職フェアの開催などにより県内への就職を促進します。

②留学生に対する生活支援等

留学生は、地域のまちづくりに参画する者も増えており、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このような観点も踏まえて、地域の実情に応じて、留学生に対する生活支援や地域住民との交流の場の提供を行います。

第5章 推進体制

本プランの実現に向けて、行政、地域の国際交流協会、外国人支援団体等が、それぞれの役割を踏まえて相互に連携を図り、本プランに基づく多文化共生施策を推進します。

1 各主体の役割

(1) 県の役割

県は、広域自治体として市町村の取組を支援し、多様な主体が実施している多文化共生推進の取組や外国人住民のニーズ等の情報収集、広域的な普及啓発など、市町村単独では困難な課題等について取り組むとともに、県内の国際交流や多文化共生に関わる様々な団体の連携・協働を推進します。

(2) 市町村の役割

市町村は、外国人住民に最も身近な行政機関であり、国際交流の推進や多文化共生社会の実現に向けた取組において重要な主体です。

地域における外国人住民の現状を踏まえつつ、外国人住民を直接支援する主体として、的確に行政サービスを提供することができる体制を整備し、外国人住民が地域の一員として参加・活躍できる地域づくりを推進するとともに、様々なネットワークを生かした国際交流の取組により、地域住民の国際理解や多文化共生意識の促進を図ることが期待されます。

(3) 国際交流協会の役割

(公社)青森県観光国際交流機構及び地域の国際交流協会は、県や市町村と連携し、国際交流や多文化共生社会の推進のために多言語情報の提供、相談事業、交流事業など、各団体が培ってきたノウハウを生かしながら、各地域の課題やニーズに対応した取組を推進することが期待されます。

(4) NPO等外国人支援団体の役割

多文化共生を推進する民間の支援団体は、外国人が抱える課題に対し、それぞれが持つ専門性を生かしたきめ細かい支援を行うとともに、地域活動等への積極的な参加を促す取組など、外国人と地域住民がともに活躍できるようサポートする役割を担うことが期待されます。

(5) 県民の役割

多文化共生社会の実現には、日本人及び外国人ともに全ての県民が、国籍・民族・宗教等の違いによる多様性を寛容に受け入れる意識を持ち、様々な交流を通して、多様な文化、価値観、生活習慣等について理解し、尊重することが期待されます。

(6) 企業の役割

企業においては、外国人を日本人と同様に企業活動を支える重要な人材と捉え、留学生や定住外国人の採用・育成に努めるとともに、外国人の文化や習慣を尊重し、外国人労働者が能力を十分に発揮できる環境整備に努めることが期待されます。

(7) 教育機関の役割

大学においては、教育・研究の高度化を図り、魅力ある大学づくりを進めることで、留学生の受入れを促進するとともに、留学生に対し教育研究や生活に対する適切なサポートを更に充実させていくことが求められます。また、行政や企業との連携・協働により、留学生の地域社会への参画や交流機会の確保、卒業後の県内就業後の県内就職等を支援し、多文化共生を推進する人材の育成に努めることも期待されます。

小学校、中学校及び高等学校においては、日本語の理解が不十分な児童・生徒に対し、言語面・学習指導面において、適切なサポートができるよう必要な人員の配置に努めるとともに、多様な国際交流等の推進により、国際理解と多文化共生意識を醸成し、グローバル人材の育成に取り組むことが期待されます。

2 進捗状況の確認等

本プランの推進に当たっては、各施策の取組の状況に基づいて進捗状況の確認や課題の検証等を行います。



<青森県多文化共生推進プラン>

青森県 観光国際戦略局 誘客交流課 国際化グループ

〒030-8570

青森市長島1-1-1

017-734-9218 (直通)

017-734-8126 (FAX)

E-mail shinkanko@pref.aomori.lg.jp